

# PPP/PFI事業 民間提案推進マニュアルについて

令和4年3月10日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 目次

1. 民間提案制度

2. 本マニュアル改定の際の経緯

3. PPP／PFI事業民間提案推進マニュアルの概要

# 1. 民間提案制度

- ・企画段階から民間事業者が関わることによって、公共施設等の整備等の事業を地域の価値や住民満足度をより高める事業にすることが期待される
- ・平成23年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)」(PFI法)の改正で位置付けられた民間事業者の提案制度(※1)や、地方公共団体が実施している民間提案制度(※2)は、こうした企画段階からの関わりを実現する制度

「PPP/PFI事業民案提案推進マニュアル」より

(参考)

	※1:PFI法6条に基づく民間提案	※2:PFI法に基づかない民間提案
目的・概要	<p>民間事業者が、公共に代わってPFI事業の詳細な案(特定事業の案、VFM評価・計算書等)を提案する。</p>	<p>公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付け、その後の公共での事業化検討につなげる。</p>
提案に係る民間の事務負担	大	小～中
公共の事務負担軽減	効果大	効果あり

■出典:「PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビュー」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁

## 2. 本マニュアル改定の経緯

- 平成31年のアクションプラン前半期レビューにおいて、地方公共団体における民間提案制度の導入は進みつつあるものの、PFI法第6条に基づく民間提案は平成29年度末時点で5件であり、十分に活用されているとは言えない状況

### ○PFI法6条に基づく民間提案の実績

愛知県大府市	駐車場及び自転車駐輪場整備事業
福井県美浜町	美浜町地域づくり拠点化施設整備事業
高知県須崎市	公共下水道施設等運営事業
千葉県睦沢町	スマートウェルネスタウン事業
岡山県鏡野町	地域情報通信施設整備運営事業

### ○PFI法に基づかない民間提案の実績

受領・採択実績あり	117団体
受領実績あり(採択には至らず)	27団体
受領実績あり(現在採択検討中)	62団体

■ 出典:「PPP/PFI推進アクションプラン前半期レビュー」第50回PFI推進委員会(令和元年5月24日) 資料1-1(その2) 14頁  
PPP/PFI実施状況アンケート調査(H30.9)より(内閣府実施)

### ・「PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)」

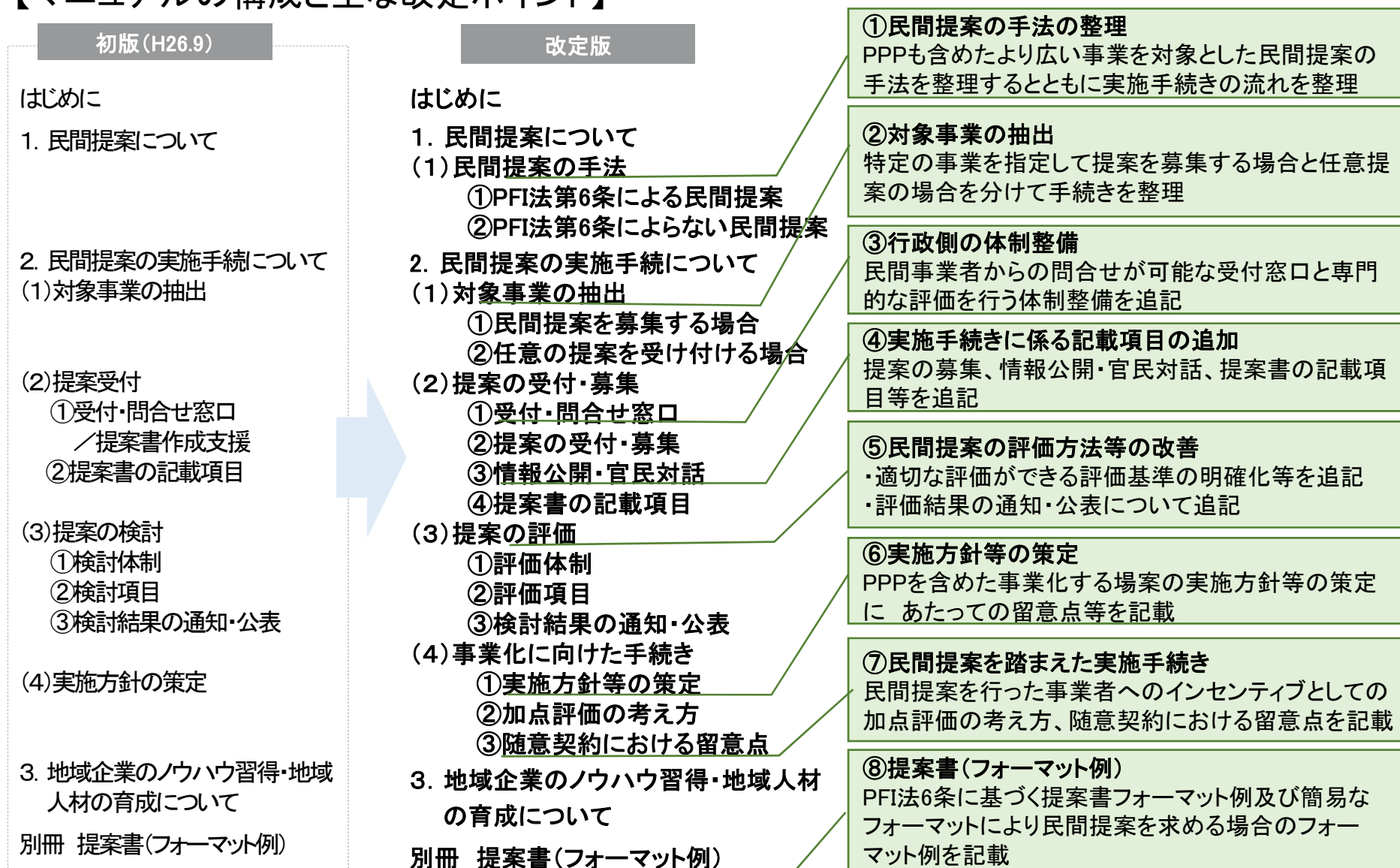
(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定)に以下の推進施策が掲げられた『「PFI事業民間提案推進マニュアル(H26.9)」等について、近年の民間提案の活用実態・課題(インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等)に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備(相談窓口の設置や庁内体制の整備など)を促すとともに周知する。(令和2年度から)』

令和3年4月 「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」改定  
改定に際しては、民間提案を実施事業における管理者・事業者へのヒアリングも実施

■ 出典:「民間提案推進マニュアルの改定について」第5回事業推進部会(令和2年10月19日) 資料2 1頁 をもとに作成

# 3. PPP/PFI事業民間提案推進マニュアルの概要

## 【マニュアルの構成と主な改定ポイント】



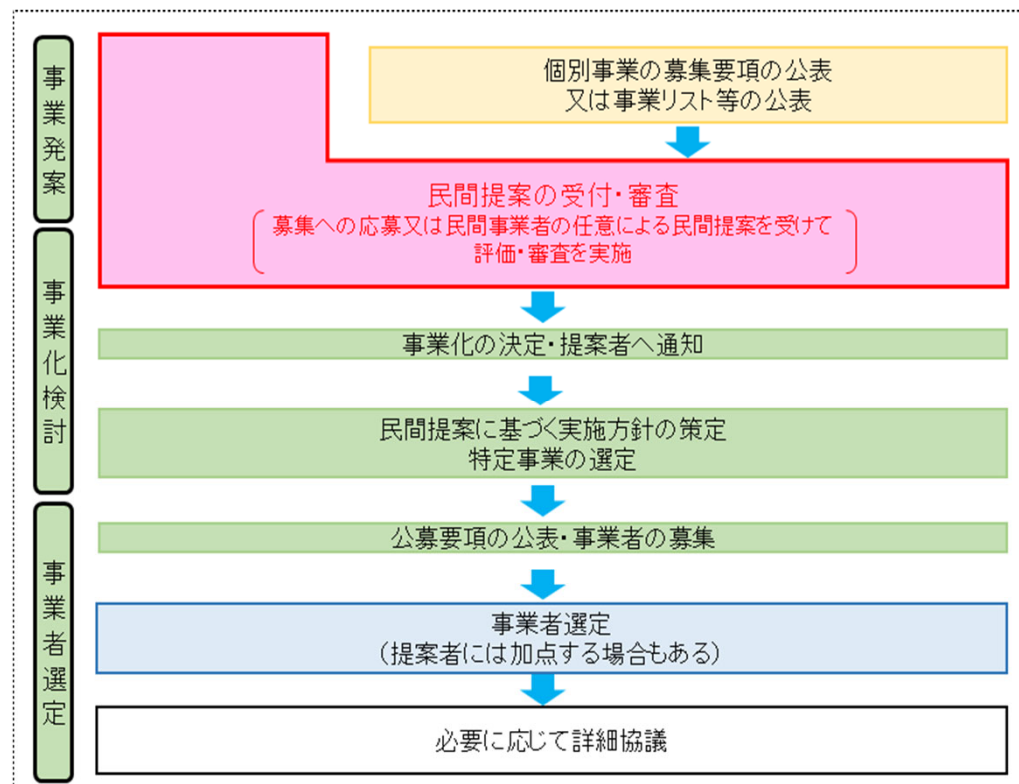
# ①民間提案の手法の整理

PPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を整理するとともに実施手続きの流れを整理

## PFI法第6条による民間提案

- ・ PFI法第6条では、民間事業者は地方公共団体に対して具体的な施設等を指定してPFI事業の実施を提案することができる旨が規定
- ・ また地方公共団体は、このPFI法第6条に基づく民間提案を、個別の事業について募集することも可能

### PFI法第6条による民間提案手続きの想定フロー例

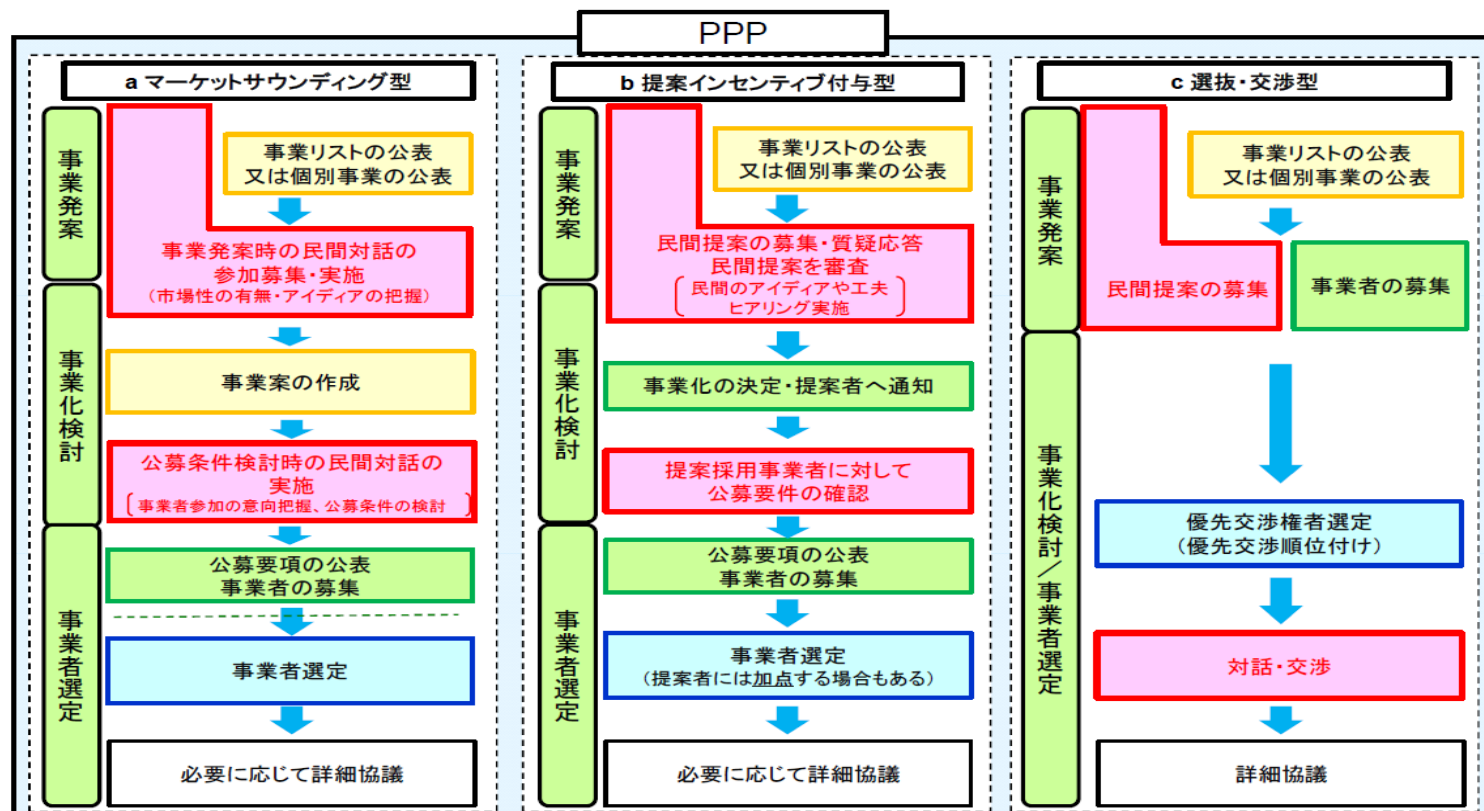


# ①民間提案の手法の整理

## PFI法第6条によらない民間提案

- ・PFI法に規定された民間提案以外にも、民間からの提案や民間との対話によってPPP/PFI事業を検討する手続きがあり、多くの地方公共団体で実施
- ・各団体の方針や事業化の段階などに応じて、適切な手法を選択することが有効

民間提案及び対話方式の例



## ②対象事業の抽出

特定の事業を指定して提案を募集する場合と  
任意提案の場合を分けて手続きを整理

### 特定の事業について民間提案を募集する場合

- ・事業の詳細を決定する際に、民間事業者からの意見や提案を求める必要がある場合に、民間提案を実施することが有効
- ・個別の事業の条件等に応じて、PFI法第6条による民間提案やその他の民間提案手法を選択

### 任意の提案を受け付ける場合

- ・PFI法第6条に基づき、民間事業者の判断で任意の事業に対して提案を行うことも可能
- ・また、PFI法によらない任意の民間提案によっても、官民連携による事業化を図ることが可能
- ・任意の提案を受け付け、庁内で検討するためには、窓口となる部局や、民間提案を受け付けた際の取り扱いに関する手続き等を、事前に定めておくことが有効



### ③行政側の体制整備

民間事業者からの問合せが可能な受付窓口と  
専門的な評価を行う体制整備を追記

#### 受付・問合せ窓口

- ・民間提案を実施する際には、民間提案の受付や、問い合わせを受ける担当として、民間提案の対外的な窓口となる部局を明確にしておくことが有効
- ・PPP/PFI事業の実施は複数の担当課が関連する手続きとなることから、窓口となる部局には、庁内における情報集約・調整を担う機能が必要

行政

PPP/PFIの担当課に窓口を集約しており、ノウハウの蓄積や事業者からの相談先の明確化等のメリットがあった。

民間

事業者からコンタクトする窓口が明確になっていることが重要。また、庁内各課や首長との調整や連携ができることが望ましい。

#### 評価体制

- ・提案内容を適正に評価できるよう、庁内の関連部局や、学識経験者やコンサルタント等の外部委員の参画による評価体制を構築することが有効
- ・民間提案の評価は、民間提案の実施後に行う事業者選定を所掌する委員会等が行うことで、より一貫した観点から評価することが可能

## ④実施手続きに係る記載項目の追加

提案の募集、情報公開・官民対話、  
提案書の記載項目等を追記

### 提案の受付・募集

- ・民間提案を募集する際には、どのような提案を求めているか、募集要項等で明確にすることが必要
- ・民間事業者に期待する提案内容に合わせて、どのような民間提案の手続きを採用し、どのように事業に反映するか検討しておくことが有効

### 情報公開・官民対話

- ・募集要項と合わせて、民間提案の検討に必要な情報を公表
- ・民間提案の募集に際して行う情報提供のほか、民間事業者の任意の提案を促進するためには、窓口部局において、普段から民間事業者との対話や情報交換ができるようにしておくことも有効

### 提案書の記載項目

- ・PFI法第6条による民間提案は、提案すべき事項について規定
- ・民間事業者に求める提案内容に応じて、項目を簡略化することも有効

行政

漠然としたアイデア募集ではなく、発注者が求める事項を絞りこんで募集を行った。

民間提案は非常に負担が大きい。

民間

## ⑤民間提案の評価方法等の改善

- ・適切な評価ができる評価基準の明確化等を追記
- ・評価結果の通知・公表について追記

### 評価項目

- ・民間事業者からの提案に期待する内容を適切に評価できるよう、評価基準を定めて募集要項等で公表することが有効

### 検討結果の通知・公表

- ・民間提案の結果に応じて、採否やその後の事業の見通し等を公表
- ・また、提案者に対して個別の講評等を行うことで、民間事業者側の経験・ノウハウの蓄積が期待
- ・評価結果等の公表に際しては、民間事業者の知的財産を保護に留意する必要

行政

採用・不採用いずれも場合も、採否の理由等を付して提案者に通知した。

個別のフィードバック等は行わず、与えられるインセンティブの内容のみを通知した。

## ⑥実施方針等の策定

PPPを含めた事業化する場案の実施方針等の策定にあたっての留意点等を記載

### 実施方針等の策定

- ・実施方針の策定等の事業化手続きに当たっては、民間提案に含まれる知的財産の保護が必要

#### ■PFI事業として事業化する場合

- ・民間提案に基づく評価の結果、PFI法に基づく事業が可能又は適切と判断された場合は、PFIによる事業化手続きである実施方針の策定に向けた検討及び手続きを実施
- ・優先的検討規程に定める手続きとして民間提案を位置づける場合は、民間提案によって得られた提案内容を、優先的検討における「簡易な検討」に相当するものとして取り扱い、事業化の手続きを円滑に進めることが期待

#### ■PPP事業として事業化する場合

- ・PFI以外のPPP手法によって事業化することが適切と判断される場合は、実施方針等の作成によらず、選択されたPPP事業に形態に応じた発注事務を実施

## ⑦民間提案を踏まえた実施手続き

民間提案を行った事業者へのインセンティブとしての  
加点評価の考え方、随意契約における留意点を記載

### 加点評価の考え方

- ・加点評価を行う場合には、民間提案の後に実施する事業者選定手続きにおいても、一定の競争性を確保できるよう、加点の考え方や割合を定めることが必要
- ・また、民間提案手続きの結果が事業者選定の手続きに影響することから、加点割合等は民間提案を募集する前に定めておくことが必要

行政

民間提案による貢献度を評価しつつ、公募時の競争性を妨げない加点割合をシミュレーション等により検討し、外部有識者等による委員会に付議のうえ決定した。

### 随意契約における留意点

- ・随意契約を採用する際には、民間事業者からの提案が、随意契約に相当するものであると確認できる手続きとする必要

行政

民間提案による随意契約は根拠に乏しく、特に公共負担が伴う事業においては議会説明等が難しい。

マニュアル本文はこちらとなります。

[https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/manual_index.html)

## その他ご意見

民間提案制度は有効と考える一方、PFIはハードルが高い印象。PFIに準じたPPP事業等でも浸透していくことが望ましいのでは。

民間提案は、民間事業者の手間や負担が大きく、営業にコストをかけられない事業者では対応が難しいのでは。

PFI法第6条の民間提案は、「実施方針の策定」か「却下」かの二択であり、実施方針の策定は自治体側のハードルが高い。より柔軟な選択肢があることが望ましい。

自治体のウェブサイトは構造がわかりにくく、最新情報が収集しにくい。よりアクセスしやすい情報公開を検討してほしい。

事業者の知的財産への配慮により、提案内容を非公開とする場合、債務負担行為の設定等に際しての議会説明で明示することができない。情報公開に向けた合意形成の方法が必要。

担当課をサポートするための外部有識者やコンサルタント等の活用が望ましい。

行政

民間

事業ポテンシャルが低い地方都市では提案者が集まりにくく、結果的に1社との協議となるケースが発生する。競争環境の醸成が困難な中での官民連携手続きについても方針を頂きたい。

# PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

**連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655、HP上の受付フォーム→**

## ○問い合わせいただいている主な質問の例

### 1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

### 2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

### 3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

### 4. PPP/PFI優先的検討規程

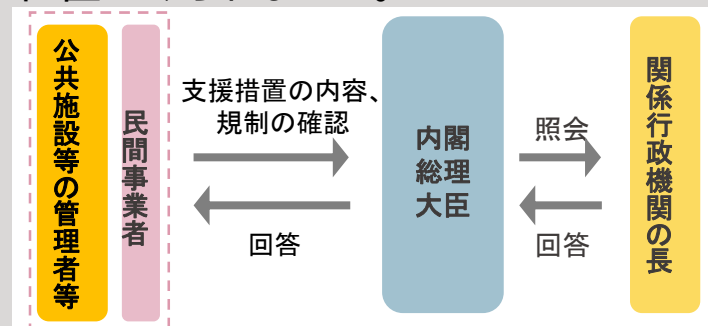
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

## ● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。





以上



内閣府 民間資金等活用事業推進室